

○土佐町個人情報保護条例（平成17年3月22日条例第34号）

○土佐町個人情報保護条例

平成17年3月22日条例第34号

土佐町個人情報保護条例

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に必要な事項を定め、町の機関が保有する個人情報に関し開示、訂正及び是正を求める個人の権利を明らかにするとともに、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益に対する侵害の防止を図り、もって基本的人権の擁護及び公正で民主的な町政の推進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができる認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 事業を営む個人の当該事業に関する情報
 - イ 法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報
- （2） 実施機関 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。
- （3） 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。第18条第2項において同じ。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られた記録をいう。）であつて、組織的に用いるものとして実施機関が管理しているものをいう。
- （4） 本人 個人情報から識別され、又は識別され得る個人をいう。

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、あらゆる事務事業を通じて個人情報の保護を図るとともに、個人情報の保護の重要性について町民の意識啓発に努めなければならない。

（町民の責務）

第4条 町民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自ら個人情報の適切な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、その権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

ならない。

第2章 実施機関が取扱う個人情報の保護

第1節 個人情報の取扱い

(個人情報取扱事務の登録等)

第5条 実施機関は、個人情報を取扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）を備え、一般の閲覧に供しなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (2) 個人情報取扱事務の名称
- (3) 個人情報を収集する目的及び理由
- (4) 個人情報を収集する根拠法令等
- (5) 個人情報の対象者の範囲
- (6) 個人情報の項目
- (7) 個人情報の収集先
- (8) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 実施機関は、登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、速やかに、当該個人情報取扱事務の登録を抹消しなければならない。

4 前3項の規定は、次に掲げる事務については、適用しない。

- (1) 町の職員又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する個人情報取扱事務
- (2) 行政文書の送付又は受領のための整理簿等、相手方の氏名、住所等の事項のみを取扱う簡易な事務
- (3) 一般に入手し得る刊行物等を取扱う事務
(収集の制限)

第6条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報取扱事務の目的を明確にし、当該個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内で収集しなければならない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

3 実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのあ

る個人情報を収集してはならない。ただし、法令又は他の条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき、又は個人情報取扱事務の目的を達成するために実施機関が必要があると認め、土佐町個人情報保護審査会の意見を聴いた上で収集するときは、この限りでない。

4 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等の規定に基づき収集するとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているものから収集するとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 他の実施機関から提供を受けて収集するとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、土佐町個人情報保護審査会の意見を聴いた上で、本人から収集したのでは当該個人情報に係る個人情報取扱事務の目的の達成に支障が生じ、又はその円滑な実施を困難にするおそれがあると実施機関が認めるとき、その他本人以外のものから収集することに相当の理由があると実施機関が認めるとき。

(利用の制限)

第7条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関内において利用してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等の規定に基づくとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、土佐町個人情報保護審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めるとき。

(提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、前条各号のいずれかに該当する場合及び本人に提供する場合は、この限りでない。

2 実施機関は、前項ただし書の規定により、実施機関以外のものに個人情報を提供する場合において必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法について必要な制限を付し、又は個人情報の保護のために必要な措置を講ずるよう求めな

なければならない。

(オンライン結合による提供の制限)

第9条 実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときでなければ、オンライン結合（当該実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外のものが管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合し、当該実施機関が保有する個人情報を当該実施機関以外のものが随時入手し得る状態にする方法をいう。次項において同じ。）による個人情報の提供を行ってはならない。

2 実施機関は、オンライン結合により個人情報を提供しようとするときは、あらかじめ、土佐町個人情報保護審査会の意見を聴かなければならない。その内容を変更しようとするときも、同様とする。

(適正管理)

第10条 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

2 実施機関は、その保有する個人情報について、当該個人情報に係る個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内で正確かつ最新なものとしておくように努めなければならない。

3 実施機関は、保有の必要がなくなった個人情報については、これを確実に、かつ、速やかに破棄しなければならない。ただし、重要な記録又は歴史的な資料として保存する必要があると認められる場合は、この限りでない。

(職員等の義務)

第11条 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委託に伴う措置)

第12条 実施機関は、個人情報取扱事務を実施機関以外のものに委託するときは、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関から個人情報取扱事務の委託を受けたものは、前項の規定により講ぜられた措置に従い、個人情報を適正に管理しなければならない。

3 前項の委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第2節 個人情報の開示・訂正及び是正の請求等

(開示請求権)

第13条 何人も、実施機関に対し、行政文書に記録されている自己の個人情報の開示（当該個人情報が存在しないことの確認を含む。以下同じ。）を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって個人情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

3 実施機関が土佐町個人情報保護審査会の意見を聴いた上であらかじめ定めた者は、死者に関する個人情報の開示請求をすることができる。

（開示をしてはならない個人情報）

第14条 実施機関は、開示請求に係る個人情報が記録されている行政文書に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されているときは、当該個人情報の開示をしてはならない。ただし、当該情報が第2号から第6号までのいずれかに該当する場合において、当該個人情報の開示によらなければ、当該本人の権利利益を保護することができないと認められるときは、実施機関は、土佐町個人情報保護審査会の意見を聴いた上で、当該個人情報の開示をすることができる。

（1）法令等の規定により、明らかに開示することができない情報

（2）第三者（前条第1項の開示請求をした者、同条第2項の未成年者及び成年被後見人並びに同条第3項の死者以外の者をいう。以下同じ。）の個人情報が含まれているもの。ただし、当該第三者の権利利益を侵害するおそれがないことが明らかなものを除く。

（3）前条第2項の規定に基づく開示請求であって、法定代理人に開示することが本人の利益を害すると認められる個人情報

（4）法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

イ 違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある支障から人の生活を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

（5）開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を生ずるおそれのある情報

（6）町又は国若しくは他の地方公共団体その他の公共団体（以下この号において「国等」という。）の機関が行う事務事業に関する個人情報であって、開示することにより次のいずれかに該当するもの

- ア 指導、診断、評価、選考等に関する情報であつて、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるもの
- イ 監査、検査、取締り、交渉、渉外、訴訟その他の事務事業若しくは将来の同種の事務事業の実施の目的が失われ、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるもの
- ウ 機関内部又は機関相互間における審議、検討、協議、調査、研究等に関する意志決定が不当に阻害されるおそれがあると認められるもの
- エ 法律又はこれに基づく政令の規定による主務大臣その他の国の機関が行う指示等により公表してはならない旨が明示されているもの、国等からの委託による調査等で、公表してはならない旨の条件が付されているもの等、町と国等との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるもの

(部分開示)

第15条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に前条各号のいずれかに該当する情報（同条ただし書に該当するものを除く。）を記録した部分とその他の部分からなる場合において、これらの部分を容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に分離することができるときは、当該その他の部分については、開示しなければならない。

(開示請求の方法)

第16条 第13条の規定に基づき行政文書に記録されている自己の個人情報の開示を請求しようとする者は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 開示請求に係る個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又は第13条第2項若しくは第3項の規定に基づき開示請求をする者であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

(開示請求に対する決定等)

第17条 実施機関は、開示請求を受理したときは、受理した日から起算して15日以内に、当該開示請求に対する決定（当該開示請求に係る個人情報が存在しない旨の決定を含む。）をしなければならない。

- 2 実施機関は、やむを得ない理由により前項の期間内に同項の決定をすることができないときは、当該期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、書面によりその延長する理由及び期間を開示請求書を提出した者（以下「開示請求者」という。）に通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の決定をしたときは、速やかに、書面により当該決定の内容を開示請求者に通知しなければならない。この場合において、当該決定が個人情報の開示をしない旨の決定（第15条の規定による決定を含む。以下この条において「非開示決定」という。）であるときは、当該書面において当該非開示決定の理由（当該非開示決定の理由がなくなる時期をあらかじめ示すことができるときは、当該非開示決定の理由及び当該時期）を示さなければならない。
- 4 前項の規定により示す理由は、当該非開示決定において第14条各号の規定を適用した根拠を具体的に示したものでなければならない。ただし、当該根拠を具体的に示すことにより、開示しないこととされた情報が明らかになるときは、当該情報が明らかにならない限度で示すものとする。
- 5 実施機関は、第1項の決定をする場合において、当該決定に係る個人情報に第三者に関する情報が記録されているときは、あらかじめ当該第三者の意見を聴くことができる。
- 6 実施機関は、第14条ただし書の規定により個人情報の開示をする場合において、当該個人情報の開示をすることにより不利益を受ける第三者があるときは、あらかじめ、書面によりその旨を当該第三者に通知するとともに、意見を述べる機会を与えなければならない。

（開示の方法）

第18条 実施機関は、前条第1項の規定により、個人情報の開示をする旨を決定したときは、速やかに、開示請求者に対し当該個人情報の開示をしなければならない。

- 2 行政文書の開示は、文書、図画及び写真については閲覧又はその写しの交付により、電磁的記録については実施機関が定める方法により行うものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、行政文書を汚損し、又は破損するおそれがあるとき、第15条の規定により行政文書を開示するとき、その他必要があると認めるときは、当該行政文書を複写した物を閲覧に供し、若しくはその写し等を交付し、又はその他当該実施機関が定める方法によることができる。
- 4 開示請求者は、開示請求に係る個人情報の開示を受けるときは、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又は第13条第2項若しくは第3項の規定に基づき開示請求をする者であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを、あらかじめ提出し、又は提示しなければならない。

(口頭による開示請求)

第19条 実施機関があらかじめ定めた個人情報の開示請求については、第16条第1項の規定にかかわらず、口頭により行うことができる。

2 第16条第2項の規定は、前項の規定に基づき開示請求をしようとする者について準用する。

3 第1項に規定する口頭による開示請求があった場合における当該個人情報の開示については、第17条第1項及び前条第1項から第3項までの規定にかかわらず、実施機関の定める方法により行うものとする。

(費用負担)

第20条 第18条第2項の規定により行政文書の写し等の交付を受ける者(同条第3項の規定により行政文書を複写した物の写し等の交付を受ける者を含む。)は、当該写し等の交付に要する費用として実費相当の範囲内で規則で定める額を負担しなければならない。ただし、第23条第5項及び第26条第5項の規定による開示の場合又は生活保護その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、前項の費用を減額し、又は免除することができる。

(訂正請求権)

第21条 第18条第2項及び第3項並びに第19条第3項の規定により開示を受けた自己の個人情報に事実の誤りがあると認める者は、実施機関に対して、その訂正(過った事実の削除及び新たな事実の追加を含む。以下同じ。)を請求することができる。

2 第13条第2項及び第3項の規定は、個人情報の訂正の請求(以下「訂正請求」という。)について準用する。

(訂正請求の方法)

第22条 訂正請求をしようとする者は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書(次条において「訂正請求書」という。)を提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 訂正を求める箇所
- (3) 訂正を求める内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 訂正請求をしようとする者は、実施機関に対して、訂正を求める内容が事実と合致することを証するものを提出しなければならない。

3 第16条第2項の規定は、訂正請求について準用する。

(訂正請求に対する決定等)

第23条 実施機関は、訂正請求書を受理したときは、必要な調査を行い、受理した日から起算して30日以内に、当該訂正請求に係る個人情報を訂正するかどうかの決定をしなければならない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により前項の期間内に同項の決定をすることができないときは、当該期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、書面によりその延長する理由及び期間を訂正請求書を提出した者（以下この条において「訂正請求者」という。）に通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の決定をしたときは、速やかに、書面により当該決定の内容を訂正請求者に通知しなければならない。この場合において、当該決定が個人情報の訂正をしない旨の決定であるときは、当該書面において当該決定の理由を具体的に示さなければならない。

4 実施機関は、個人情報を訂正する旨の決定をしたときは、速やかに、訂正請求に係る個人情報を訂正しなければならない。

5 前項の場合において、訂正請求者から当該訂正請求に係る個人情報の開示を求められたときは、第18条の規定を準用する。

（是正請求権）

第24条 自己の個人情報を実施機関が第6条、第7条、第8条第1項及び第9条の規定に違反して取扱っていると認める者は、当該実施機関に対して、当該個人情報の取扱いの是正（当該個人情報の削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。

2 第13条第2項及び第3項の規定は、個人情報の是正の請求（以下「是正請求」という。）について準用する。

（是正請求の方法）

第25条 是正請求をしようとする者は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書（次条において「是正請求書」という。）を提出しなければならない。

- （1）氏名及び住所
- （2）不適正であると認める取扱い事項及び理由
- （3）是正を求める内容
- （4）前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 第16条第2項の規定は、是正請求について準用する。

（是正請求に対する決定等）

第26条 実施機関は、是正請求を受理したときは、必要な調査を行い、受理した日から起算して30日以内に、次の各号に掲げる区分ごとに当該各号に掲げる決定をしなければならない。

- (1) 第6条の規定に違反する事実が認められたとき 当該違反に係る個人情報の削除の決定
- (2) 第7条の規定に違反する事実が認められたとき 当該利用の中止の決定
- (3) 第8条第1項及び第9条の規定に違反する事実が認められたとき 当該提供の中止の決定
- (4) 第6条、第7条、第8条第1項及び第9条の規定に違反する事実が認められなかったとき
是正しない旨の決定

2 実施機関は、やむを得ない理由により前項の期間内に同項の決定をすることができないときは、当該期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、書面によりその延長する理由及び期間を是正請求書を提出した者（以下この条において「是正請求者」という。）に通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項各号の決定をしたときは、速やかに、書面により当該決定の内容を是正請求者に通知しなければならない。この場合において、当該決定が個人情報の取扱いを是正しない旨の決定であるときは、当該書面において当該決定の理由を具体的に示さなければならない。

4 実施機関は、個人情報を是正する旨の決定をしたときは、速やかに、是正請求に係る個人情報を是正しなければならない。

5 前項の場合において、第1項第1号の決定を受けた是正請求者から当該是正請求に係る個人情報の開示を求められたときは、第18条の規定を準用する。

（不服申立てに関する手続）

第27条 実施機関は、第17条第1項、第23条第1項及び前条第1項の決定について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てがあつた場合は、当該不服申立てを却下するときは除き、速やかに、土佐町個人情報保護審査会に諮問し、同審査会から答申があつたときは、これを尊重して、当該不服申立てに対する裁決又は決定をしなければならない。

（他の制度との調整）

第28条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

- (1) 統計法(昭和22年法律第18号)第3条第1項に規定する指定統計調査によって集められた個人情報
- (2) 統計法第8条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査によって集められた個人情報
- (3) 統計報告調整法(昭和27年法律第148号)の規定により総務大臣の承認を受けた統計報告(同法第4条第2項に規定する申請書に記載された専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。)の徴集によって得られた個人情報

- 2 この章の規定は、土佐町立図書館等において一般の利用に供することを目的として保有されている個人情報については、適用しない。
- 3 法令等（土佐町情報公開条例（平成13年条例第16号）を除く。）に個人情報の開示、訂正又は是正の請求の規定があるときは、当該法令等の定めるところによる。
- 4 法令等の規定により個人情報について開示を受けた場合又は法令等若しくは実施機関の定める規程により個人情報の内容が免許証、許可証、通知書その他の書類に記載され、それらが当該個人情報の本人に交付されている場合であって、当該法令等又は当該実施機関の定める規程に訂正を求めることができる旨の規定がないときは、当該開示又は交付をもって、この条例により当該個人情報の開示を受けたものとみなして、第21条の規定を適用する。

第3章 個人情報保護審査会

（個人情報保護審査会）

第29条 この条例によりその権限に属された事項を行わせるため、土佐町個人情報保護審査会（以下この条において「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、前項に規定するもののほか、個人情報保護制度の運営に関する重要事項について、実施機関に意見を述べることができる。
- 3 審査会は、委員5人以内で組織する。
- 4 委員は、学識経験を有する者のうちから町長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 8 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 9 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職を代理する。
- 10 審査会は、第27条の規定による諮問があったときは、当該諮問があった日から起算して90日以内に答申するよう努めなければならない。
- 11 審査会は、必要があると認めるときは、第27条の規定により諮問をした実施機関（以下この条において「諮問実施機関」という。）に対し、開示決定等に係る行政文書の提示を求めることができる。この場合において、何人も審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めることができない。
- 12 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 13 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る行政文書に記

録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

14 第11項及び前項に定めるもののほか、審査会は必要があると認めるときは、不服申立人、諮問実施機関の職員その他関係者に対して、出席を求めて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

15 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

16 審査会の庶務は、総務課において処理する。

17 第2項から前項までに定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が定める。

第4章 事業者が取扱う個人情報の保護

(国又は他の地方公共団体との協力)

第30条 町長は、事業者による個人情報の取扱いに関して個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、県若しくは国又は他の地方公共団体に協力するものとする。

第5章 雑則

(公社等の法人の責務)

第31条 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第152条第1項に規定する法人は、この条例の趣旨にのっとり自らも個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(委任)

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。